

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠所沢店（所沢家具卸売センター）

埼玉県所沢市青葉台千三百三十六―二

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年七月十日